

広島県告示第千四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十三年十二月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大竹湯来線	大竹市松ヶ原町字東河内四二六番二地先から 大竹市松ヶ原町字東河内四〇三番一地先まで	平成二十三年十一月 七日